

第4期 南相馬市地域福祉計画

第4次 南相馬市地域福祉活動計画

令和6年度～令和11年度

概 要 版



令和6年3月



96 南相馬市社会福祉協議会

1

計画概要

●計画策定の趣旨

本市では、平成31年3月に「第3期南相馬市地域福祉計画・第3次南相馬市地域福祉活動計画」を策定し、『健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬』を基本理念とし、住民や行政、民間の地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、地域において住民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう地域福祉を推進してきました。

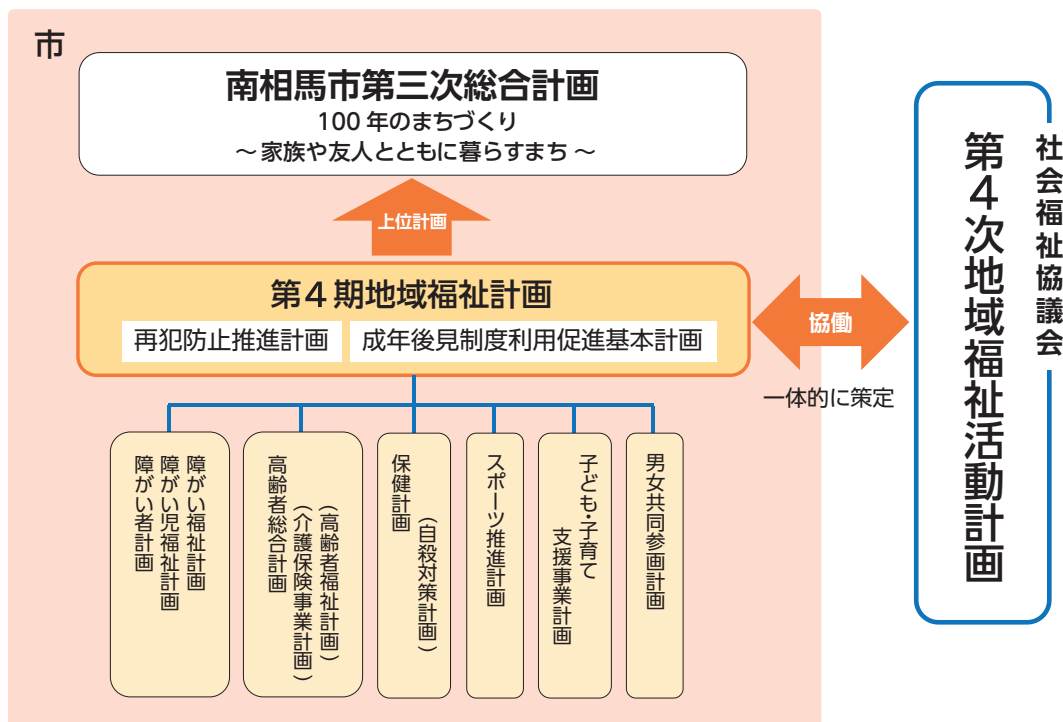
現行計画の期間満了を迎えたことから、これまでの成果や新たな課題を踏まえるとともに、令和5年3月に策定された「南相馬市第三次総合計画」の内容を踏まえ、さらなる地域福祉の充実を図るため、「第4期南相馬市地域福祉計画・第4次南相馬市地域福祉活動計画」を策定します。

●計画の位置付け

本市では、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一体的に策定することで、互いに連携・補完し合い、地域福祉を地域全体で推進していくことを目指しています。

- ◆地域福祉計画：社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を総合的に推進するための「理念・まちづくり」の方向性を示す計画です。
- ◆地域福祉活動計画：地域福祉計画の「理念・目標」を共に実現することを目指し、南相馬市社会福祉協議会が具体的に取り組む内容を示すものです。

本計画は、地域福祉との一体的な展開が求められる、「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。



●計画の期間

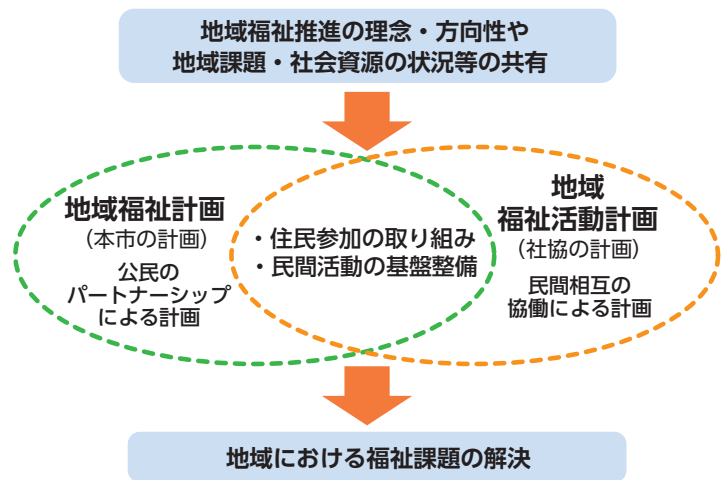
本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢や市民のニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

●地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

本市においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ります。



2 計画の基本的な考え方

●計画の基本理念

本計画においては、これまでの地域福祉分野における取組や地域共生社会の考え方を踏まえ、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、「第三次総合計画」の「政策の柱3 健康・医療・福祉」分野の目指す姿である、「誰もが安心して健康で暮らせるまち」を基本理念として掲げます。

基本理念

誰もが安心して健康で暮らせるまち

●計画の基本目標

「第三次総合計画」に掲げる「今後8年間のまちづくりの基本姿勢（つなぐ・よりそう・いどむ）」を踏まえ、次の3つの基本施策を掲げ、計画の推進を図ります。

つなぐ

▶基本施策 1 地域のつながりづくり

地域の様々な課題に対して、市民一人ひとりが「我が事」として課題解決に向けて行動できるよう、福祉への関心や理解の促進に取り組みます。

よりそう

▶基本施策 2 安全・安心に暮らせる地域づくり

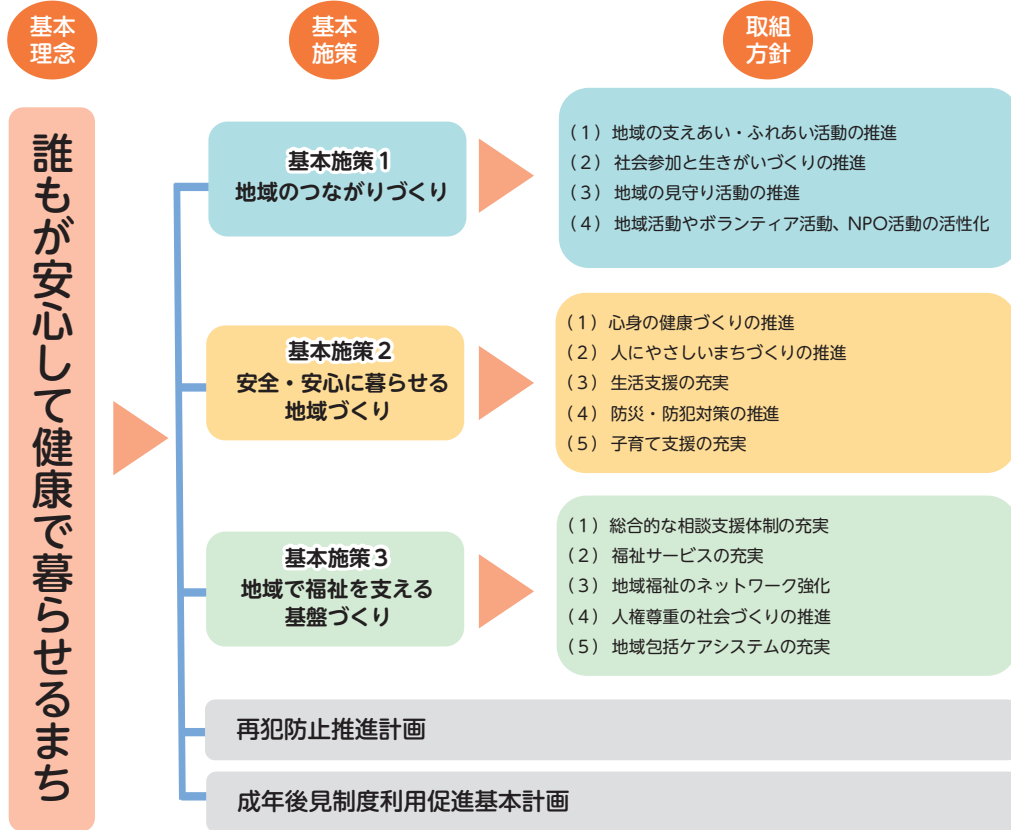
地域の支え合う力を一層高め、生活に対する支援や防災・防犯対策など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。また、住民一人ひとりが心身ともに健康であるため、保健・医療・福祉の充実と健康意識の向上を図ります。

いどむ

▶基本施策 3 地域で福祉を支える基盤づくり

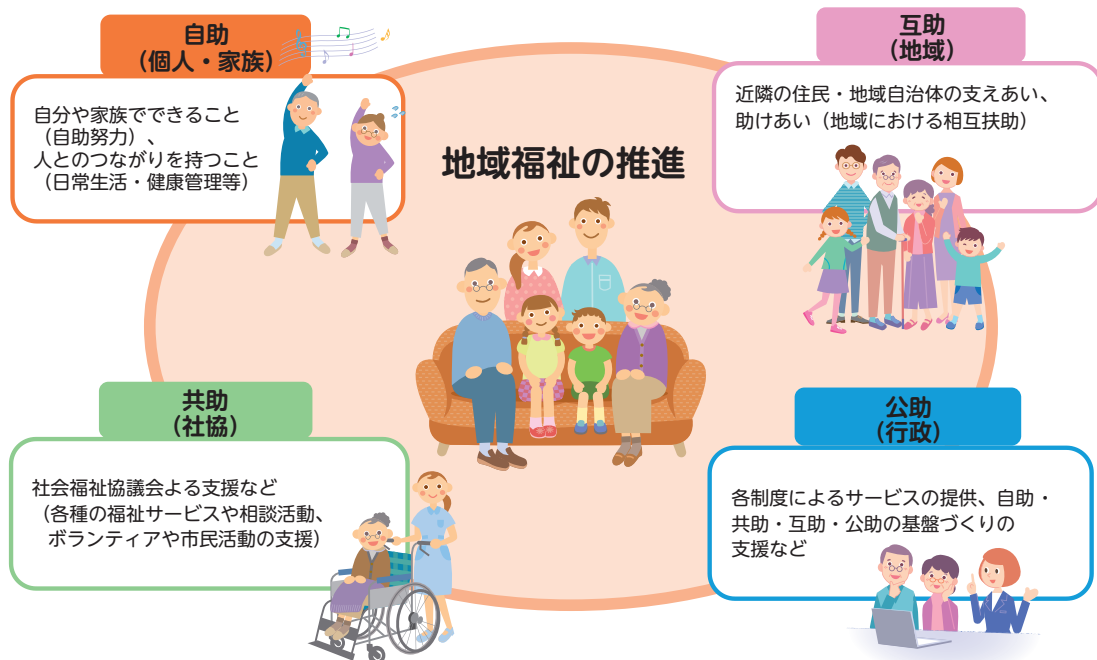
保健・医療・福祉の多分野・他機関が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

3 計画の体系



4 「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方

本計画では、市民一人ひとりや家族が取り組むべき「自助」（市民の役割）、近隣の住民や地域自治会、福祉関係団体等が協働して取り組むべき「互助」（地域の役割）・「共助」（社協の役割）、行政として取り組むべき「公助」（行政の役割）の4つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割について定めます。



5 施策内容

基本施策1 地域のつながりづくり

- ◆取組方針（1）地域の支えあい・ふれあい活動の推進
- ◆取組方針（2）社会参加と生きがいづくりの推進
- ◆取組方針（3）地域の見守り活動の推進
- ◆取組方針（4）地域活動やボランティア活動、NPO 活動の活性化

それぞれの役割

市民の取組（自助）

- 隣近所ではお互いにあいさつをしましょう。
- 生涯学習や健康づくり等を通して生きがいづくりに努めましょう。
- 隣組に加入し、公共的な事柄への協力関係を保持しましょう。
- ボランティアに対する理解を深めましょう。

など

地域の取組（互助）

- 地域に居住する全世代へ地域活動や行事への参加を呼び掛けます。
- 各種講座の開催や学習の機会をつくりま
- 地域で虐待を受けている人や支援が必要な人がいないか注意します。
- 子どもたちがボランティア活動できる行事の受け入れを行います。

など

社協の取組（共助）

- 地域で実施する交流会等の事業へ活動費を助成します。
- 初めてでも参加しやすく、どの世代にもわかりやすい事業を企画します。
- 社協だより・ホームページの内容を充実し、きめ細やかな情報を提供します。
- 民間助成団体等と連携し、活動の財源を確保します。

など

行政の取組（公助）

- 地域住民同士が交流し関わり合う機会をつくり、福祉意識の醸成を図ります。
- 自らの技術や経験を活かし、生きがいをもって生活できるような支援をします。
- 隣組への加入促進を図り、日常的な声かけや手助けにより地域における見守り活動を推進します。
- 地域の社会資源である各団体と行政とのネットワークを構築し支援体制の充実に努めます。

など

基本施策2 安全・安心に暮らせる地域づくり

- ◆ 取組方針（1）心身の健康づくりの推進
- ◆ 取組方針（2）人にやさしいまちづくりの推進
- ◆ 取組方針（3）生活支援の充実
- ◆ 取組方針（4）防災・防犯対策の推進
- ◆ 取組方針（5）子育て支援の充実

それぞれの役割

市民の取組（自助）

- ウォーキングなど外に出る機会を増やし、自分の健康を維持しましょう。
- ユニバーサルデザインやバリアフリーについての理解を深めましょう。
- 一人で悩まず、周囲の身近な人に相談しましょう。
- 周囲に災害時に支援を必要とする人がいないか気を配りましょう。
- 大人から子どもに対して積極的にあいさつをしましょう。

など

地域の取組（互助）

- 地域において、介護予防教室や健康教室を積極的に開催します。
- 地域住民が協力し、地域内にある障害物の状況を確認します。
- 行政や隣組等と連携し、生活困窮者の支援に取り組みます。
- 地域に災害時に支援を必要とする人がいないか日頃から気を配ります。
- 子どもと地域住民が交流できる機会をつくります。

など

社協の取組（共助）

- NPOや専門機関と連携し、健康増進につながる事業を企画します。
- 必要な移動手段を持たない高齢者や障がい者の移動サービスの情報提供と利用支援を行います。
- 日常生活に様々な問題を抱えている世帯へ支援を行い、関係機関へ申請等を助言します。
- 災害に関する各種講習会や事業を実施します。
- 地域や学校と連携を図り、保護者の就労と子育てを支援します。

など

行政の取組（公助）

- 心身の健康に関する情報を、広報等の多様な方法を活用して提供し、理解と関心を深め意識の向上を図ります。
- 多くの市民がユニバーサルデザインの考え方を理解し、推進できるように啓発活動を行います。
- 生活困窮者が早期に自立した生活を送れるよう、相談支援の充実、相談機関との連携を強化し各種支援に努めます。
- 防災の出前講座や総合防災訓練の実施など、地域での防災に関する意識啓発等に取り組みます。
- 妊娠・出産・育児に関する、助成制度や各種手続き方法など、分かりやすい情報の提供に努めます。

など

基本施策3 地域で福祉を支える基盤づくり

- ◆ 取組方針（1）総合的な相談支援体制の充実
- ◆ 取組方針（2）福祉サービスの充実
- ◆ 取組方針（3）地域福祉のネットワーク強化
- ◆ 取組方針（4）人権尊重の社会づくりの実施
- ◆ 取組方針（5）地域包括ケアシステムの充実

それぞれの役割

市民の取組（自助）

- 市の広報紙やホームページ、みなみそうまチャンネルなどから情報収集を行いましょう。
- サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけましょう。
- 社会福祉協議会、福祉関係団体等の役割を理解し、活動やイベントに積極的に参加しましょう。
- 成年後見制度や権利擁護について理解を深め、人権尊重の意識と思いやりを持って人と接するようにしましょう。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動に協力しましょう。

など

地域の取組（互助）

- 身近な悩み事、困り事に対して、行政や福祉関係機関などの各種相談窓口を紹介します。
- 福祉事業者は、職員の資質向上のため研修会などを積極的に行います。
- 地域の行事等を通じて市民とのつながりを強めます。
- 周囲に虐待や、DVなどの疑いは無いかが心配りします。
- お茶のみ仲間や地域サロン等、地域住民同士の交流機会を増やします。

など

社協の取組（共助）

- 社協だより「オレンジハート」や社協ホームページで、専門的な相談窓口を地域住民へ周知します。
- 地域住民向けの研修会を積極的に開催し、福祉に対するの関心を高め、資質の向上を図ります。
- 日常生活に様々な問題を抱えている世帯へ支援を行い、関係機関へ申請等を助言します。
- 認知症高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する支援として、「日常生活自立支援事業」を充実させます。
- 様々な相談に対応できるよう、関係機関とのネットワーク体制を強化します。

など

行政の取組（公助）

- 地域における身近な相談窓口となる社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員との連携を密にし、情報提供や活動の支援を推進します。
- 福祉サービス事業者や関係機関と連携し、保育や介護人材などの育成・確保、資質の向上に向けた取り組みを推進します。
- 地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、交流機会の提供や情報共有等を支援するとともに、活動内容等の周知を図ります。
- 障がい者が安心して地域で生活ができるよう、偏見や差別の防止を図り、合理的配慮の理解の促進、権利擁護の充実に向け啓発活動に努めます。
- 多職種協働により在宅医療・介護を一体的・継続的に提供できる体制を築くため、医療・介護事業者などと十分な連携を図り、連携体制の構築を図ります。

など

南相馬市再犯防止推進計画

- ◆基本方針（１）就労・住居の確保
- ◆基本方針（２）保健・医療・福祉サービスなどの利用の促進
- ◆基本方針（３）学校と連携した修学支援の実施等
- ◆基本方針（４）民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ◆基本方針（５）関係機関の人的・物的体制の整備等

主な取り組み

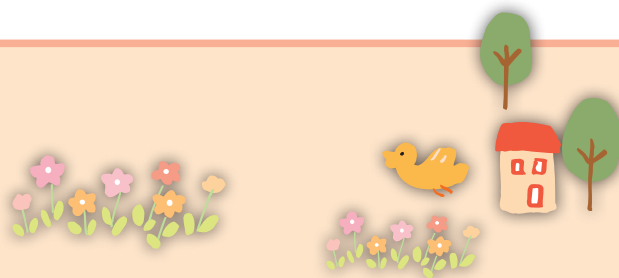
- 就職に向けた相談・支援体制の充実
- 住宅セーフティネット制度の活用促進
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
- 少年センター活動の実施
- 保護司会等支援団体との連携
- 住居確保につなげる取り組み
- 自立した生活を支援するための連携体制の構築
- 児童生徒の非行の未然防止
- 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進
- 関係機関の協働による相談支援体制の構築と連携

南相馬市成年後見制度利用促進基本計画

- ◆基本方針（１）権利擁護を地域で支えるネットワークづくり
- ◆基本方針（２）利用者がメリットを実感できる制度運用
- ◆基本方針（３）制度の周知と不正防止の仕組みの徹底

主な取り組み

- チームによる権利擁護支援体制の構築
- 利用者本人の意思決定支援及び身上保護
- 後見制度と他のサービスとの一体的提供
- 関係機関による不正防止の取組み
- 地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備
- 後見人の選任における配慮
- 成年後見制度の周知・啓発
- 不正防止の理解普及・啓発



第４期 南相馬市地域福祉計画

南相馬市 健康福祉部 社会福祉課

〒 975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
TEL 0244-24-5321

第４次 南相馬市地域福祉活動計画

社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

〒 975-0011 南相馬市原町区小川町 322 番地の 1
TEL 0244-24-3415